



弘前市公告第 2 4 2 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年 5 月 2 8 日法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

弘前市長 櫻 田



1. 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7 年 1 1 月 2 9 日

至 令和 7 年 1 2 月 1 3 日

2. 地域計画の変更案の縦覧場所

弘前市大字上白銀町 1 - 1 前川本館 3 階 農林部農政課

弘前市HP

(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/chiikikeikaku.html>)

### 3. 意見書の提出

縦覧の期間中において、利害関係人は当該地域計画の変更案に対して意見を提出することができる。

#### (1) 提出先

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 農林部農政課

#### (2) 提出方法

縦覧場所に備え付けの用紙又はこれに準じた様式により記入し、持参、電子メール、郵便又はファックスにより提出して下さい。

FAX 0172-32-3432

Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp

#### (3) 提出期間

縦覧期間中又は、郵便の場合は縦覧最終日の消印まで有効。

#### (4) 意見書提出に際しての注意事項

- ① 意見は電話ではお受けできません。
- ② 意見書は日本語で記入して下さい。
- ③ 個人の場合には住所、氏名、職業、電話番号を、法人の場合には法人名、代表者名、事務所の所在地、電話番号を記載して下さい。
- ④ 意見書の内容について公表することがあります。ただし、特定の人が識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、該当する部分は除きます。
- ⑤ 意見書に対して個別に回答は行なわず、意見の要旨やその処理結果は当該地域計画の変更案公告の際に、併せて掲示します。
- ⑥ 意見書の提出は当該地域計画の変更案以外に対してはできません。